

石垣市財務規則第109条第2項第2号に基づく随意契約の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について石垣市財務規則第109条第2項第1号に基づき公表します。

No.	契約の名称	概要	契約期間	契約を履行する場所	契約方法	契約の剪定基準
1	石垣市平得公民館来館者受付業務委託	石垣市平得公民館来館者受付業務	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	石垣市平得公民館	1社随意契約	地方自治法施行令167条の第1項第3号に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター
2	石垣市文化会館来館者受付業務委託	石垣市文化会館来館者受付業務	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	石垣市文化会館	1社随意契約	地方自治法施行令167条の第1項第3号に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター